

令和 5 年 9 月 12 日

国土交通省住宅局
建築指導課長 殿
住宅生産課長 殿
参事官（建築企画担当） 殿

一般社団法人 住宅生産団体連合会
建築規制合理化委員会
委員長 有吉 善則

建築関係法令の整備に関する要望書

国土交通省住宅局におかれましては、日ごろより、建築関係法令の整備と運用に関しご尽力頂きありがとうございます。

（一社）住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会は、住宅関係法令のうち、早期の解決が望まれるものや、合理化すべきと考えられる事項を、昨年来 会員団体より募り、以下 8 項目に集約いたしました。

1. 木造の防火構造、準耐火構造の付加断熱仕様について（P. 1）
2. 建築確認等申請手続きの体制整備及び審査・検査方法の整備要望（P. 3）
3. 長期優良住宅認定制度における所管行政庁の電子申請の推進（P. 7）
4. 建築構造計算ルート 2 が適用できる建築物の対象拡大（P. 9）
5. 外壁の大規模修繕・大規模模様替えの明確化（P. 14）
6. 既存不適格建築物の増改築等における防火関係規定の緩和（P. 16）
7. 既存建築物の増改築等における省エネ基準適合、新たな壁量基準適用の明確化（P. 27）
8. 2025 年 4 月 木造 4 号特例見直しによる建築確認申請図書の整理について（P. 30）

これらの課題の解決について、さらなるご尽力を頂きたいお願い申し上げます。

2023 年 住団連・建築規制合理化要望提案書

1. 木造の防火構造、準耐火構造の付加断熱仕様について

(起案者：日本ツーバイフォー建築協会 起案団体：日本ツーバイフォー建築協会)

◇ 現状・課題

木造建築物に関して、今後のカーボンニュートラルに対応するため、断熱仕様と防耐火仕様の選択肢の整備が求められる。現状は告示化されている不燃材系断熱材については防火構造、準耐火構造、耐火構造において利用可能となっている。しかし、付加断熱材の使用については、大臣認定仕様以外の利用ができない状況である。1～3 地域においては長期優良住宅に要求される ZEH（断熱等級 5）については付加断熱の仕様が必要となる。付加断熱については、不燃繊維系断熱材の協会が北総研の協力で取得した軸組工法向けの大径認定があるが、他の仕様については建材メーカー、住宅メーカー等が取得したもので汎用性がない状況にある。現状、一般工務店が ZEH 対応のため利用できる汎用的な仕様が十分でなく、地域によって ZEH 仕様が対応できない可能性がある。

◇ 要望・提案

- ① 現行の防火構造、準耐火構造の告示に関し外装材と通気層の内側に断熱層（無機断熱材）を追加する運用を定めていただきたい。

◇ 理由等

- ① 住団連発行「耐火構造等に設けても性能を損ねない外装材について」20220622

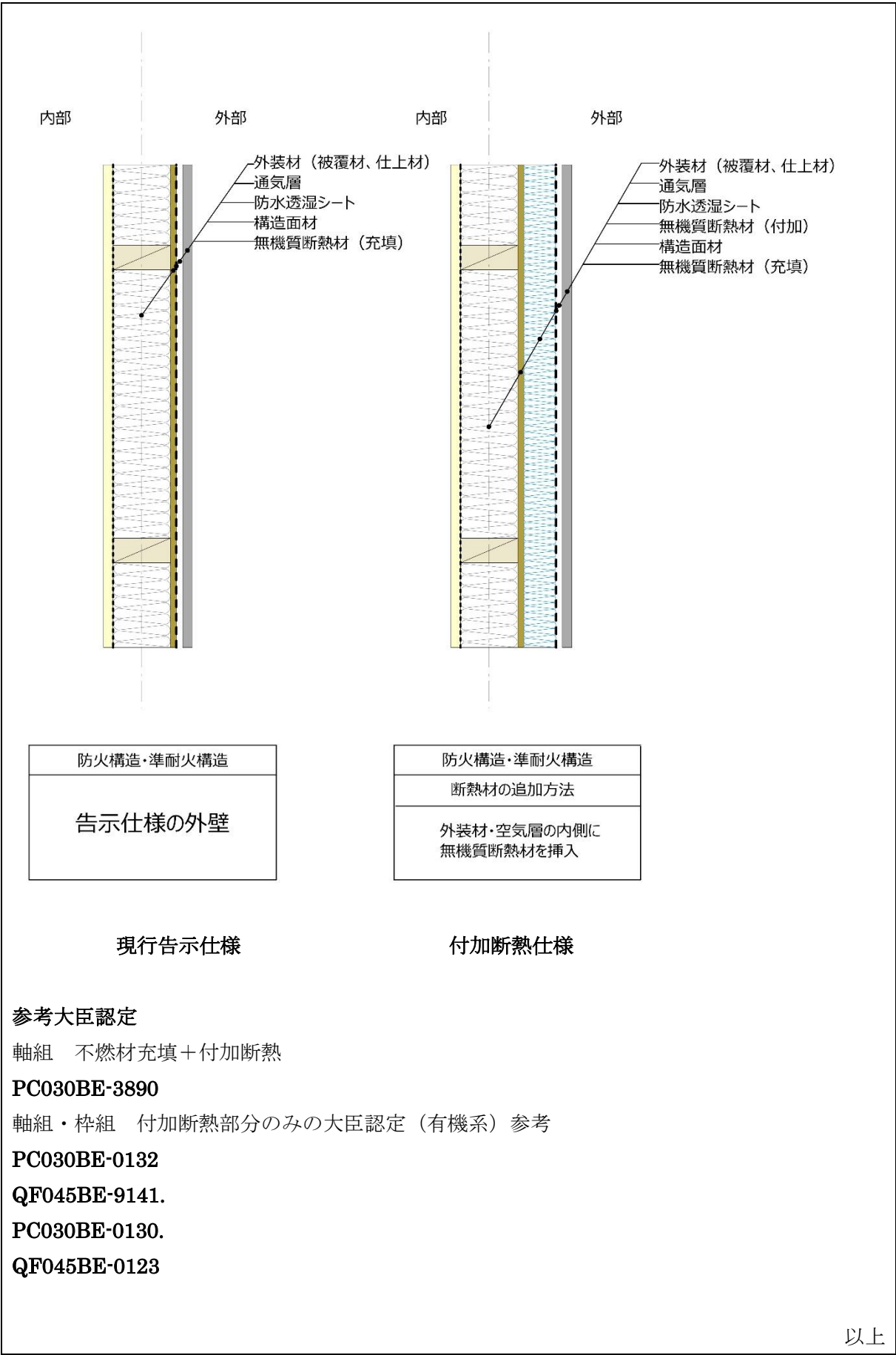
防火避難規定の解説 2016 P14「耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の扱い」上記に示されている既存を含めた外壁に対する仕上材等の貼り増し基準においては、不燃系の断熱材の利用が可能とされている。しかし、貼り増し対象となる外壁構造には通気層が設置されている場合が多く通気層の外部に断熱材を貼り増しても断熱層とならず、付加断熱が成立しない。従って外装材および通気層の内側に付加断熱層を設置する必要がある。

- ② ZEH 仕様の必要性の状況について、既に ZEH 義務化前に下記の補助事業等により ZEH 相当の断熱性能が求められている。

- ・ 長期優良住宅、・ 住宅融資支援機構・ 地域型住宅グリーン化事業
- ・ サステナブル建築物等先導事業（省 CO₂ 先導型）
- ・ LCCM 住宅整備推進事業・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・ 建築物省エネ改修推進事業
- ・ 住宅・ 建築物耐震改修事業（住宅・ 建築物安全ストック形成事業）
- ・ 建築物耐震対策緊急促進事業（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）

現状ままでは 1～3 地域等では要求仕様に対応できない状況が想定され、地域によらず ZEH 対応が可能となるよう諸条件の準備が急務である。

添付資料



2. 建築確認等申請手続きの体制整備及び審査・検査方法の整備要望

(起案者：旭化成ホームズ(株) 起案団体：プレハブ建築協会)

◇ 現状・課題

2025 年省エネ性能適合義務化の対象物件は約 44.5 万件が見込まれ、その変更手続きも相当数発生することが予想される。建築確認手続きも約 31 万棟が 4 号特例の対象外となることから、審査側の業務が増大することは明らかである。

建築確認申請の確認済証交付の要件として、計算による省エネ基準の適合性確認を行う場合は、適合性判定通知が事前に必要になる。省エネの計画に変更があった場合は、改めて適合確認が必要となり、建築確認も連動して計画変更等手続きを求められる危惧がある。

2021 年の令和 3 年度建築基準施行関係統計報告集計によると、建築確認を行った物件の約 1 割が計画変更手続きを行っており、再申請件数として少ない数字ではない。とりわけ住宅建設においては、設備や開口部といった省エネ性能に影響する仕様は確認申請直前まで流動的であり、申請中、着工前も変更は少なくなく、時には着工後も発生する。

これらの変更に加えて、設計住宅性能評価申請、長期優良住宅認定申請などにも変更手続きが必要となり、その手続きを削減するために性能評価や長期優良認定の申請時期を確認取得後とする等して、効率的な併行作業をあきらめざるを得なくなる。

品確法や長期優良住宅認定は任意の法であり、基準法・建築物省エネ法とは別の法律であることから、それぞれに適切な対応が必要であるが、相互に関係するものは総合的な手続きの効率化を図るべきである。

◇ 要望・提案

建築確認、その他の建築に必要な諸手続きを円滑に進めるための整備を要望する。

1. 対象物件の増大に伴い確認審査の期間の延長とならぬよう施行前の**審査体制の整備**指導。
特定行政庁：審査に要する日数の延長の回避のため、審査体制の増強準備
民間確認機関：法的に審査に要する日数の定めはないが、同様の増強準備
2. 変更に関する手続きを効率的に行う**審査検査方法の整備**を施行前に検討、審査側に周知。

◇ 理由等

1. ・基準法第 6 条 4 号特例の縮小に伴い、特例の対象から外れる建築物は増大。
・省エネ適判対象建築物の増加。
・省エネ適判が加わることで、トータルでの着工に至るまでの日数や手続きは増加する。
審査側の業務量増大は明白なのだから対応準備は必須である。
2. ・性能面での適法性が確認できる他の制度利用の結果を引用する等して、重複する審査検査を合理化することができる。
 - 建築確認や省エネ適判の申請より後工程で行った住宅性能評価や長期優良住宅認定手続きの結果を活用すれば、確認や適判の変更手続きを効率的に行い得る。これにより事務効率の向上にとどまらず、着工延期や工事の中断を回避できる。
 - 小規模な住宅であれば、例えば建物の形状変更であっても、全体の構造計画への影響が軽微と考えられるものがあり、完了検査時に確認できる事項であれば、計画変更を要さない等の柔軟な判断を可能とすることで、合理化が図れる。

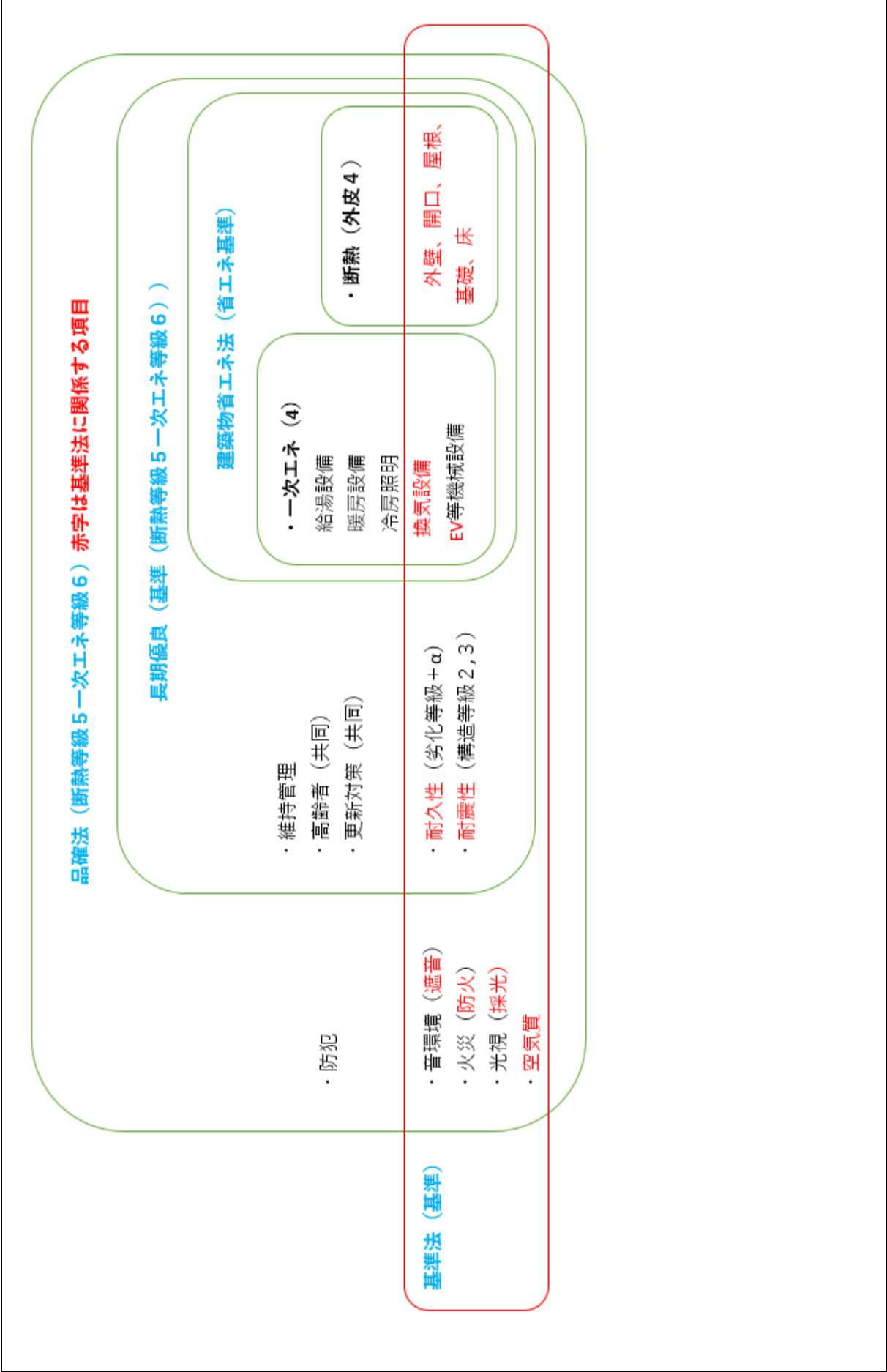


表1 R4 年度規制合理化要望（軽微変更の対象範囲拡大）で示したある審査機関の計画変更の割合

計画変更確認申請 変更内容内訳調査（2020.7～2020.8）

		敷地、配置 等の変更	平面形状、 面積等の変 更	高さ等の変 更	設備等の変 更	開口部等 の変更	外構等の変 更	その他の変 更	計画変更確 認交付件数
	2020.7	96	109	61	114	107	99	42	283
	2020.8	70	87	54	108	112	91	42	244
	計	166	196	115	222	219	190	84	527
対交付比率[%]		31.50	37.19	21.82	42.13	41.56	36.05	15.94	

※ 1 申請内複数の変更をカウント

表2 R3.建築基準法施行関係統計報告集計結果表より

1 建築確認件数等の推移

事項	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
(1) 建築確認									
(イ) 申請件数		—	—	—	—	—	—	—	—
(ロ) 確認件数									
建築主事		79,678	71,297	65,342	60,426	56,301	48,802	41,934	39,873
指定確認検査機関		490,978	504,549	532,200	529,242	532,705	520,467	475,332	515,929
計		570,656	575,846	597,542	589,668	589,006	569,269	517,266	555,802
(ハ) 計画変更									
建築主事		8,830	7,612	7,289	6,436	6,053	5,615	4,607	4,295
指定確認検査機関		45,787	41,344	44,290	43,392	44,593	45,404	41,735	49,415
計		54,617	48,956	51,579	49,828	50,646	51,019	46,342	53,710

表3 4号特例の対象縮小に伴う特例対象から外れる建築物の増加数予想

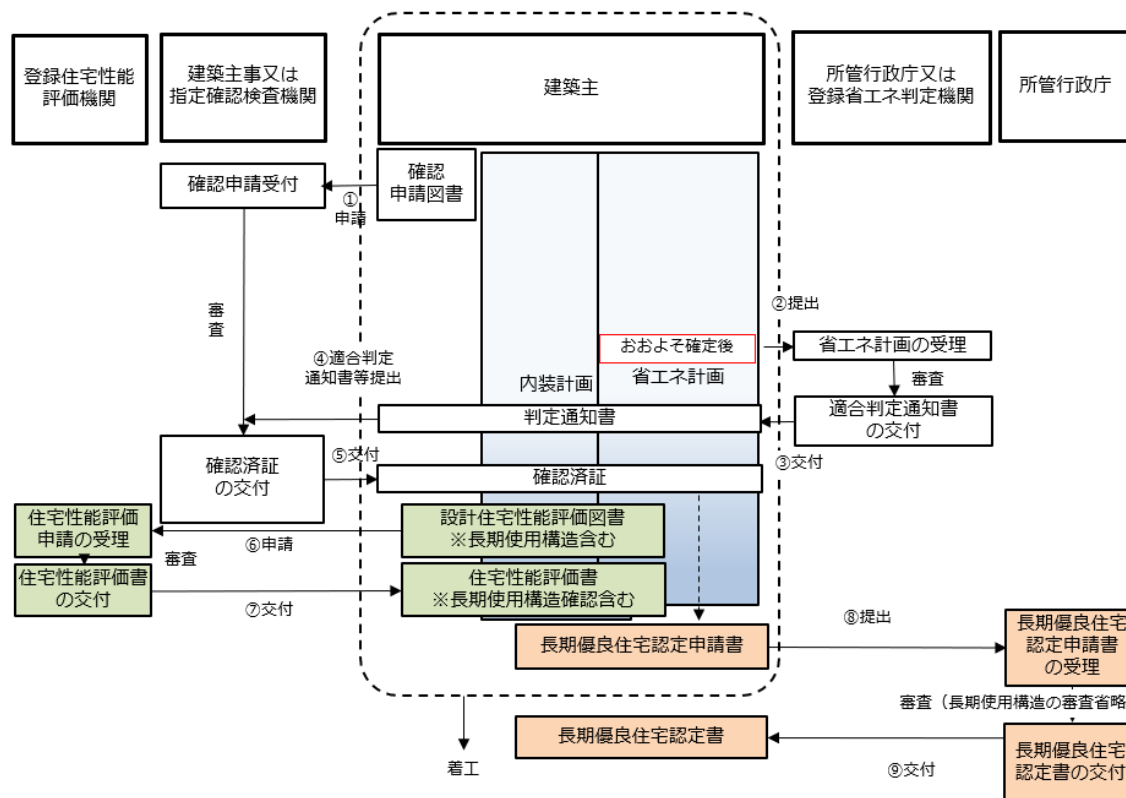
年度	最近の建築確認件数等の状況について (国土交通省)		建築着工統計	第4号建築物の確認件数 －地上階数1の着工数
	第4号建築物	第1号～第3号建築物	地上階数1	
2012年度	423,015	156,064	66,147	356,868
2013年度	464,620	167,780	73,207	391,413
2014年度	397,397	145,622	67,900	329,497
2015年度	405,376	143,945	69,465	335,911
2016年度	418,080	148,278	73,066	345,014
2017年度	412,516	144,169	76,776	335,740
2018年度	421,343	138,690	79,651	341,692
2019年度	416,057	121,520	80,947	335,110
2020年度	387,371	104,942	75,299	312,072

※確認件数：国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」より
階数1の木造：建築着工統計（2020年度）より

表4 建築物省エネ法の適合義務化に伴う適判等審査対象数の増加予想

	非住宅建築物	住宅
小規模 (300m ² 未満)	約32,000棟	約395,000棟
中規模 (300m ² 以上2,000m ² 未満)	約11,000棟	約18,000棟
大規模 (2,000m ² 以上)	約3,000棟	

図1 住宅建設に向けて必要な手続きのフロー例



3. 長期優良住宅認定制度における所管行政庁の電子申請の推進

(起案者：積水化学工業（株） 起案団体：プレハブ建築協会)

◇ 現状・課題

「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」に基づき、法令等又は慣行により、書面の作成・提出等を求める行政手続について、オンライン化や押印の廃止を推進いただいておりますが、地方公共団体においては依然、紙媒体での申請や押印を求めるケースが多くその普及の妨げになっている。

特に長期優良住宅の認定申請については、長期使用構造等の確認を登録住宅性能評価機関に電子申請出来ても、その後、所管行政庁への申請を窓口に紙媒体で申請しないといけない場合、電子と紙媒体の二重管理となり申請者の負担となる。

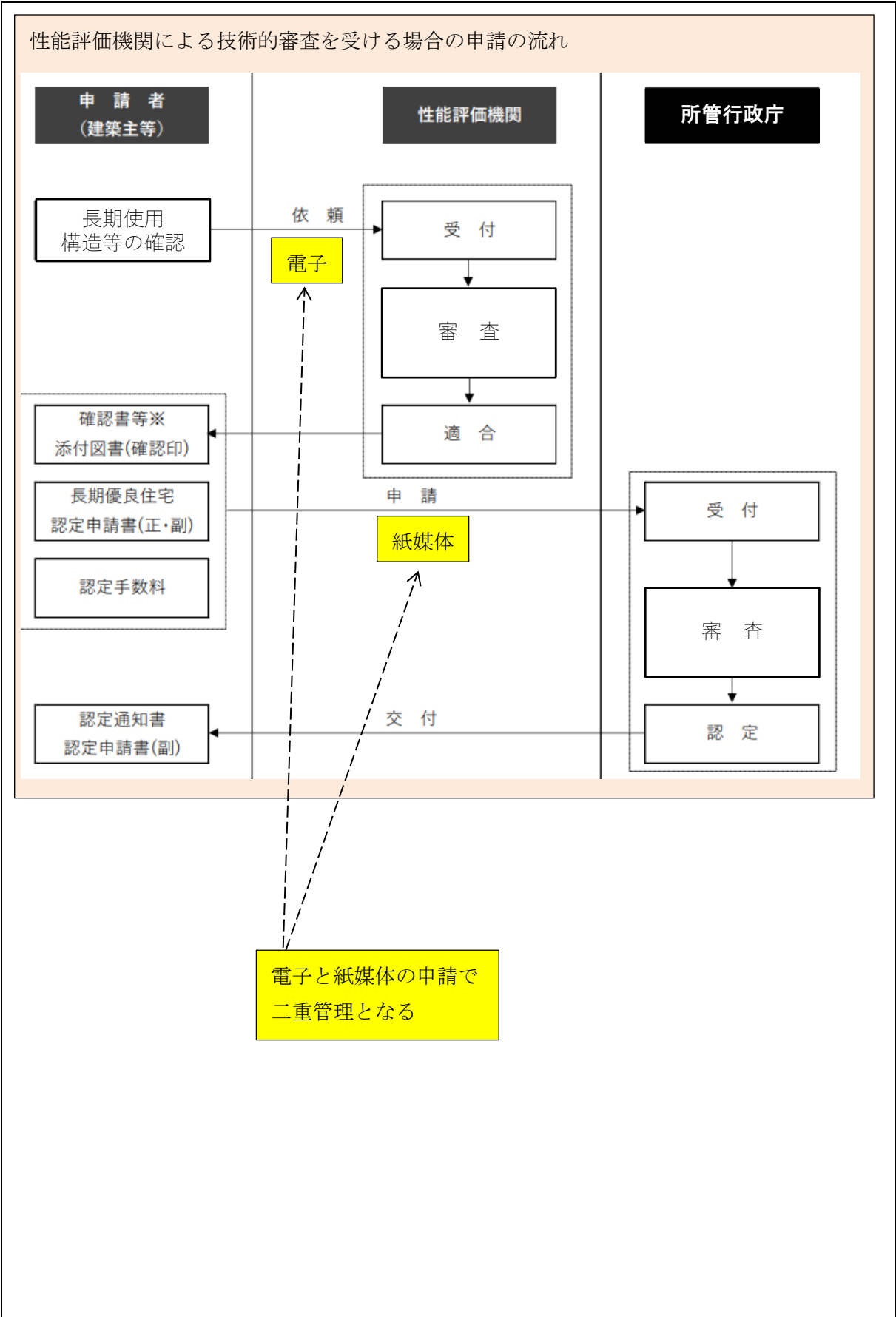
◇ 要望・提案

長期優良住宅の認定申請について、既に電子申請に対応している所管行政庁（岡山県、広島県等）の事例を電子申請未対応の所管行政庁に水平展開いただき、電子申請の環境整備を促進いただきたい。

◇ 理由等

電子申請の手続きは一気通貫で制度が整っていないとワンストップでの申請の妨げとなるため。

添付資料



4. 建築構造計算ルート2が適用できる建築物の対象拡大

(起案者：大和ハウス工業（株） 起案団体：プレハブ建築協会)

◇ 現状・課題

建築基準法における小規模建物の定義を、従前の軒桁 9m／高さ 13m から高さ 16m に拡大するため、構造安全性確認方法としてルート 1-3 の新設が国の機関を中心に検討され、その素案が住団連に示された。ルート 1-3 素案は、工業化された 3 階建て以下の小規模な鉄骨造建築物においては、建物高さの制限は適合するものの、延べ面積制限（500 ㎡以下）、梁間制限（6m 以下）や想定地震力の設定（ $C_0=0.3$ ）等、従前より工業化住宅各社が可能としている建物計画範囲には適合していない。【理由 1】

昨今の工業化住宅は進化し、様々な用途で計画されるようになり、住宅型式の枠内では対応できない新築物件が増えてきている。また、既存住宅の増改築も難しいという課題がある。工業化された建築生産方式は、構造安全性能を含めて高い品質を安定して供給できるものであり、今後の建築生産において拡大を図るべきであるから、誰もが利用可能で簡易な構造安全性確認を行える環境を整備する必要がある。【理由 2】

◇ 要望・提案

1. 告示 1791 号第 2（鉄骨造ルート 2）の一号に、純ブレース（ $\beta=7/7$ ）の場合として β 割増率 1.0 を追記していただきたい。【純ブレース構造】また、告示 1791 号第 3 の一号に示す筋かいの部材ランクに応じた割増を設定していただきたい。併せてエネルギー吸収能力の高い座屈拘束ブレースを適切な部材ランクで評価するため、特別な調査研究等による評価も可能にいただきたい。【純ブレース構造、ラーメン構造（併用含）】
2. 幅厚比制限（告示 1791 号第 2（鉄骨造ルート 2）の四号）はルート 1-3 と同等（柱 FA、梁 FC）の規定としていただきたい。【純ブレース構造、ラーメン構造（併用含）】
3. 柱梁耐力比の制限（告示 1791 号第 2（鉄骨造ルート 2）の三号イ）について、低層建築物に対しては制限を無くしていただきたい。【ラーメン構造（併用含）】

◇ 理由等

1. 工業化された S 造住宅を生産する社は、工業化住宅の認定制度（型式認定・製造者認証）を利用し、ルート 3 による構造安全性確認を根拠に建物計画範囲を設定しているため、ルート 1-3 及びルート 2 による構造安全性確認は建物規模制限、筋交いの応力割増、部材制限によって活用できない場合がある。ボルト接合の建物規模制限の合理化は、ルート 3 等の高度な構造計算を求められる建物の削減に寄与するものだが、このために効果は限定的である。鉄骨造の構造安全性確認方法として、建築基準法は構造計算ルート 1～3 を規定しているが、これらの基本的な考え方はルート 3 に網羅されており、ルート 1 と 2 は、その一部を限定（仕様規定化）することによって検討・確認の簡易化を図ったものと理解するので、ルート 1-3 設定時の検討内容を参考に、ルート 3 の考え方に基づいてルート 2 の基準を見直せば、建築規模制限が緩やかでありながら、構造適合性判定を不要とする確認方法として活用が促進され、確認申請をさらに合理化することができるものと考えられる。
2. 型式認定・製造者認証の制度は、新築時の建築確認申請において個々の建築物の構造計算書を作成しないことから、増築や大規模修繕・模様替えの際に改めて構造計算書の作成が求められ、建築確認の申請側と審査側の負担が大きく、ストックの利活用を妨げている。

添付資料

		要望案(ルート2ベース)	ルート1-1	ルート1-2	ルート1-3	ルート2
許容応力度計算		○	○	○	○	○
層間変形角(中地震)		○(1/120でも可)	—	—	○(1/200以内に限定)	○(1/120でも可)
層せん断力係数		$C0 \geq 0.2$	$C0 \geq 0.3$	$C0 \geq 0.3$	$C0 \geq 0.3$	$C0 \geq 0.2$
偏心率・剛性率		○偏心率 ≤ 0.15 ○剛性率 ≥ 0.6	—	○偏心率 ≤ 0.15	○偏心率 ≤ 0.15	○偏心率 ≤ 0.15 ○剛性率 ≥ 0.6
柱の応力割増	冷間成形角形鋼管柱	○(1F 柱脚部のみ)	○	○	○	○(1F 柱脚部のみ)
	柱梁耐力比検定	—	—	—	—	○特別な調査研究有
幅厚比の制限		○柱はFA材に限定 梁はFC材まで使用可 特別な調査研究有	—	○FA材に限定	○柱はFA材に限定 梁はFC材まで使用可	○FA材に限定 特別な調査研究有
ブレースの応力割増		$\beta = 1.0$ 割増1.0 (純ブレース構造に限定) 変形能に応じた割増 特別な調査研究有	—	—	○変形能に応じた割増 (BB:1.2, BC:1.3)	○ β 割増 (最大1.5)
規模制限等	柱相互の間隔	—	○ 6m以下	○ 12m以下	○ 6m以下	—
	延べ面積	—	○ 500㎡以下	○ 500㎡以下 (平屋は3000㎡以下)	○ 500㎡以下	—
	階数	—	○ 3以下	○ 2以下	○ 3以下	—
	高さ/軒高さ	○ 31m以下	○ 高さ13m以下 ／軒高さ9m以下	○ 高さ13m以下 ／軒高さ9m以下	○ 16m以下	○ 31m以下

○:検討が必要な項目 要望案 ■ は、現行ルート2と相違部分 ■ は設計上の制約になりやすい項目

ルート2の緩和ができれば、ボルト接合の制限緩和のメリットが大きくなる。

スパンの大きい建物、延べ面積の大きい中規模の建物などが適判にまわる物件を少なくすることができ、確認申請の合理化が期待できる。ルート3で設計した建物に対しても層せん断力が同等で設計できるため、増改築物件でも対応しやすい。

(1) 建物規模

ルート1-3は、延べ面積(500㎡以下)とスパン(6m以下)がネックになる。

ルート2の規模であれば、共同住宅等もカバーできる。

(2) β 割増

ルート2は、 β 割増がネックとなる。 β 割増がかかるとルート1と差が無くルート2で設計するメリットがない。

ルート2の β 割増はブレースの部材ランクに関わらず割増がかかるため、ルート1-3よりも厳しい制限になっている。

2020年版技術解説書(P362～363)では、筋かいとラーメンの併用する場合について説明がなされている。

耐力要素が筋かいのみである場合は、筋かいのみの能力で評価してよいのではないか。

ブレース構造に限定したルート又は昭55建告1791号第2一号の表に $\beta = 1.0$ (割増 1.0) を追記することはできないか。

ルート1-3では、ブレースの部材ランクごとの応力割増が提案されているが、ルート2には部材ランクの区分が無く、特別な調査研究の文言もない。耐力壁の β 割増及び部材ランクの判定に関する特別な調査研究を入れていただきたい。

木造のルート2においては既に β 割増に関する特別な調査研究の文言が入っている。

(3) 幅厚比

幅厚比は、変形能を確保するため、ルート1-3と同等の幅厚比制限(柱はFA材に限定梁はFC材まで使用可)としたい。

ただし、純ブレース構造など柱梁が変形能に影響しない場合は、制限をかけないようにしたい。

(4) 柱梁耐力比

ルート2では、柱梁耐力比を全ての接合箇所を満たすことを求めているが、セットバック部分など条件を満たすことが難しい場合がある。一方でルート3で柱梁耐力比を満たさない場合の局部崩壊形で計算した場合、低層で柱梁の耐力に大きな差がない場合は、柱梁耐力比を満たす全体崩壊形で計算した場合と同等であることがほとんどである。低層建物で柱梁の耐力に大きな差が無い場合は、柱梁耐力比の規定はかけなくてもよいものとした。

**木造（建告1791号第1）には β 割増に関する特別な調査研究が令和元年6月に追記されている。
ルート1-3では部材ランクに応じた割増率が設定される。（特別な調査研究をつけることを要望）**

第1 木造の建築物等に関する基準

木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。
一 水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む建築物にあつては、建築基準法施行令（以下「令」という。）第82条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第88条第1項の規定による地震力による応力の数値に次の表の数値以上の数値又は特別な調査若しくは研究に基づき当該階の筋かいを入れた軸組の減衰性及び靱性を考慮して定めた数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第82条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	$1+0.7\beta$
$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	1.5

この表において、 β は、令第88条第1項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。

特別な調査研究により割増率を決めることができる。
（平成29年9月）

「減衰性及び靱性を考慮して定めた数値」という指定がある。
（安易な判断はできない）

第2 鉄骨造の建築物等に関する基準

鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。
一 水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。）を含む建築物にあつては、令第82条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第88条第1項の規定による地震力による応力の数値に次の表の数値以上の数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第82条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。

$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	$1+0.7\beta$
$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	1.5

鉄骨には特別な調査研究といった文言はない。

**基整促S19「木造建築物の許容応力度計算の基準を明確化等に関する研究」を根拠に
計算例が示されている。**

【背景】

木材の利活用促進を背景に、中大規模の木造建築物の建築ニーズの高まりとともに、主に中規模の木造建築物に係る基準の合理化を図る。

【改正内容】

中規模木造建築物の構造計算（ルート2）にあつては、筋かいを有する階は、筋かいの仕様によらず、一律に告示で定める割増数値を乗じて地震力の割増を求めていたところ、特別な調査又は研究に基づく場合は、より合理的な割増数値を設定することを可能とする。

※筋かいは、合板等と比べ、地震エネルギーの吸収性能が劣るため、地震力の割増を求めている。

改正前

筋かいを設けた階については、筋かいの仕様等によらず、一律に、筋かいが負担する水平力の割合に応じて、告示に定める割増数値を地震力に乗じて構造計算を行う必要あり。

建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件
（昭和56年建設省告示第1791号「第1 木造の建築物等に関する基準」に規定する、
水平力を負担する筋かいを設けた階の構造耐力上主要な部分に生ずる地震力による
応力への割増数値

$\beta \leq 5/7$ の場合	$1+0.7\beta$
$\beta > 5/7$ の場合	1.5

この表において、 β は、令第88条第1項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。

改正後

告示に定める割増数値のほか、特別な調査研究に基づく割増数値を用いることが可能。

例) 筋かいが負担する水平力の割合及び筋かいの仕様（筋かいの断面形状等）を考慮して、地震力の割増数値を決定

特別な調査研究に基づく割増数値の例
「建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件等の改正について（技術的助言）」（国住指第2167号平成29年9月26日）

$\beta \leq 5/7$ の場合	$1+0.7\beta$ 又は γ のうちいずれか小さい数値
$\beta > 5/7$ の場合	γ

この表において、 β は、令第88条第1項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。
 γ は次の式によって計算した数値（1.0未満の場合には、1.0）又は1.0のうちいずれか小さい数値とする。

$$\gamma = \frac{0.45}{\sqrt{\delta_u \cdot (1 + 10h_{eq})}}$$

ここで、 δ_u : 対象とする耐力壁の終局変形角で1/15以下の数値 (rad)
 h_{eq} : 対象とする耐力壁の等価粘性減衰定数 (最大値)

基整促の式は「検討例」

木造の実験（基整促S19）から来ているので鉄骨に当てはまるかは不明。

終局の変形で評価している。

柱梁耐力比には特別な調査研究がある。（建告1791号第2三号）

三 冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ6ミリメートル以上のものに限る。以下この号において単に「角形鋼管」という。）を構造耐力上主要な部分である柱に用いる場合にあつては、次に定める構造計算を行うこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

イ 構造耐力上主要な部分である柱及びはりの接合部（最上階の柱の柱頭部及び1階の柱の脚部である接合部を除く。）について、次の式に適合することを確認すること。

$$\Sigma M_{pc} \geq 1.5 \Sigma M_{pb}$$

この式において、 M_{pc} 及び M_{pb} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

幅厚比制限には特別な調査研究がある。（建告1791号第2四号）

四 柱及びはりに炭素鋼（平成12年建設省告示第2464号第1に規定する基準強度が1平方ミリメートルにつき205ニュートン以上375ニュートン以下であるものに限る。）を用いる場合にあつては、次の表の（い）欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比（円形鋼管にあつては、径厚比とする。）が同表の（ろ）欄に掲げる数値以下の数値となることを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

原則としてFAランクが要求されているが、局部座屈が生じない場合は緩和できる。
ルート1-3では梁のFCが認められている。

特別な調査研究の実績（例）

注：ルート2の耐力壁に関する特別な調査研究は認められていないためルート3で取得した例を示す。

①実験により諸特性値を決定(構造評定)

耐力壁の実験結果を用いて、耐力壁の許容耐力、保有水平耐力及びDs値を決定し、その妥当性について第三者機関に判断を依頼した。

②筋かいの部材ランクの判定(構造評定)

建国第1792号第3一号に示す評定では筋かいの部材ランクが判定できないため、部材ランクの判定を第三者機関に依頼した。

Ds値は、判定された筋かいの部材ランクに応じて建国第1792号第3四号に示す表から選定するルールとした。

③構造解析によるラーメン架構(ブレース併用も含む)のDs値の判定(構造評定)

特殊な接合部を含むラーメン架構のDs値の選定方法を決めるため、構造解析を行い、その妥当性の判定を第三者機関に依頼した。

ルート2緩和により、ルート1-3では対応しにくい条件をカバーできる。

適判対象物件の実態

国土交通省

※ 平成22年1～3月の各月初め5営業日に確認済証を交付した物件(計518件)を対象として分析。

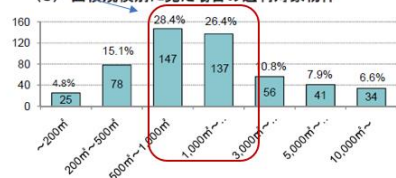
鉄骨の割合は多い。

(1) 構造別に見た場合の適判対象物件



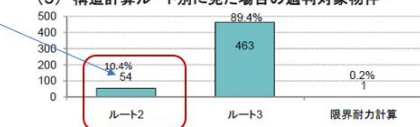
ルート1-3では
フォロー出来ない
建物規模

(3) 面積規模別に見た場合の適判対象物件



中ボルト緩和により
ルート3からルート2
に変える物件が増える
ことが予想される。
(ルート2主事でルート2
の件数は増えている。)

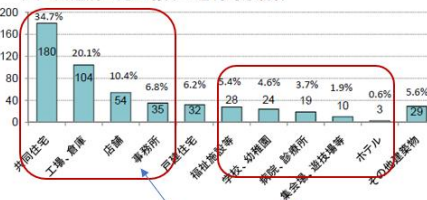
(5) 構造計算ルート別に見た場合の適判対象物件※



(2) 階数別に見た場合の適判対象物件



(4) 用途別に見た場合の適判対象物件



ルート1-3では
対応しにくい建物用途

5. 外壁の大規模修繕・大規模模様替えの明確化

(起案者：住友林業（株） 起案団体：日本木造住宅産業協会)

◇ 現状・課題

■ 外壁の大規模修繕・模様替えの取扱いの明確化

法第 6 条第 1 項の改正により、木造の 2 階建てや延べ面積 200 ㎡超の建築物は、法第 6 条第 1 項第 2 号建築物となり、2025 年 4 月以降、大規模修繕・大規模模様替えにあっても建築確認・現場審査の対象となる。

また、現状も、屋根材の葺替えや外壁材の張替え等は、大規模修繕や大規模模様替えに該当するとして、建築確認手続きや現場審査を求める特定行政庁等がある。

これに対し、令和 5 年 3 月 31 日国住指第 595 号の技術的助言により「屋根ふき材のみの改修や既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようなカバー工法による改修は、大規模修繕・大規模模様替えに該当しないものと取り扱ってよい」とされたが、外壁の張替えや既存の外壁の上に新しい外壁をかぶせるカバー工法についての取扱いが明確となっていない。

◇ 要望・提案

■ 外壁の大規模修繕・大規模模様替えに関する取扱いの明確化

外壁の張替えや既存の外壁の上に新しい外壁をかぶせるいわゆるカバー工法についても、屋根ふき材等の取扱いと同様、大規模修繕・大規模模様替えに該当しないことを明確化して欲しい。

◇ 理由等

2 階建て又は延べ面積 200 ㎡超の建築物は、2025 年 4 月以降、新築をはじめ増改築や大規模修繕・大規模模様替え等も建築確認、現場審査の対象となり、これら申請件数が激増することが想定される。

一方で、外壁の張替えやカバー工法等に関する大規模修繕・大規模模様替えの取扱いが整理されることにより全国統一した運用となること、加えて建築確認や現場審査等の対象物件の削減、効率化につながると考える。

国住指第595号
令和5年3月31日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

屋根の改修に関する建築基準法上の取扱いについて

屋根の改修に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）上の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

また、建築設計・施工関係団体の長に対しては、別添の「屋根の改修に係る設計・施工上の留意事項について（周知依頼）」（令和5年3月31日付け国住指第596号）のとおり通知しているところである。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

6. 既存不適格建築物の増改築等における防火関係規定の緩和

(起案者：住友林業（株） 起案団体：日本木造住宅産業協会)

◇ 現状・課題

■ 既存不適格建築物の増改築等に係る防火関係規定の緩和

既存不適格建築物に増改築等を行う場合、原則として現行法適合が求められるが、法第 86 条の 7 並びに令第 137 条～令第 137 条の 19 等により「既存の建築物に対する制限の緩和」が整理されている。この内、特に防火関係については、増改築等を行う場合、一部の規定を除き、既存建築物部分を含め遡及適用が求められ、増改築等がし難い状況となっている。

例えば、

- ① 既存不適格建築物の増改築等における**妻壁及び階間部分**（1 階の外周壁の天井裏部分、2 階の外周壁の小屋裏内の桁部分）の取扱い（法第 2 条第八号、第 22 条第 23 条、令第 108 条、他）
外壁の防火構造は平成 12 年建告第 1359 号により、外壁の屋内側にせっこうボード等の防火被覆の設置が追加された。一方、例えば切妻屋根の妻壁部分は、外壁の屋外側の仕上げとすることが一般的であるが、特に、2000（平成 12）年以前に建築の建築物等にあつては、妻壁の屋内側（小屋裏側）や階間部分に、せっこうボード等の防火被覆は設けられていない建築物が殆どであり、これら建築物の増改築に際し、既存建築物の妻壁の小屋裏側等に防火被覆の設置等の遡及適合を求められることがある。

- ② 既存不適格建築物の増改築における**防火設備**の取扱い（法第 2 条第九号の 2 ロ、法第 61 条、令第 109 条、他）

延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部には防火設備が求められ、例えば、建築後に防火指定地域の見直し等があった場合には、既存不適格建築物の増改築等に際し、増改築等を行う部分以外の既存部分にあつても、延焼のおそれのある部分の開口部には 20 分防火設備が求められる。

◇ 要望・提案

■ 既存不適格建築物の増改築等における防火関係規定の緩和

既存不適格建築物に対する「一定規模以下」の増改築等にあつては、以下の防火関係規定についても緩和をお願いしたい。

① 既存不適格建築物の妻壁及び階間部分の屋内側の防火被覆の緩和

1) 「一定規模」の例

- ・ 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積は 50 m²を超えないこと。
- ・ 増築又は改築後における階数が 2 以下であること。

2) 基準緩和の例

(ア) 既存不適格建築物の増改築に際し、切妻屋根の妻壁及び階間部分の屋内側（小屋裏側）は、せっこうボード等の防火被覆の追加設置を要せず、既存不適格建築物のままとすることができる。

若しくは、

(イ) 妻壁及び階間部分の屋内側（小屋裏側）に防火被覆が設けられていない場合にあつても、例えば、妻壁に隣接する室内の天井側（小屋裏に面する室の天井側等）にせっこうボード等の防火被覆が設けられている場合（階間部分と同様の納まりとなる場合）は、既存不適格建築物のままとすることができる

等の措置を整理して欲しい。（日本建築学会 防火部会資料ご参照）。

② 既存不適格建築物の防火設備の緩和

1) 「一定規模」の例

- ・ 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積は 50 ㎡を超えないこと。
- ・ 増築又は改築後における階数が 3 以下であること。

2) 防火関係規定の基準緩和の例

(ア) 既存不適格建築物の増改築に際し、建築後に防火指定地域の見直し等によって、延焼のおそれのある部分の開口部となった場合は、当該開口部は防火設備とすることを要さないこと（既存の開口部のままとできる）

若しくは、

(イ) 一定寸法（面積）以下の開口部や隣地境界線等からの離隔距離に応じた開口部の面積が、一定値以下となる外壁の開口部にあっては、防火設備とすることを要さない 等、増改築を行う部分以外の開口部は、遡及適用を求めない緩和規定を検討して欲しい。

◇ 理由等

令和 4 年 6 月 17 日交付「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）」は、法第 86 条の 7、第 87 条に関し「既存不適格建築物における増築時等における現行基準の遡及適用の合理化」が整理されているが、上記①、②についても以下の理由等により検討整理が望まれる。

① 妻壁部分、階間部分（天井懐内）の屋内側（小屋裏側）について

- ・ H12 年建告第 1359 号により防火構造の仕様規定が定められ、被覆仕様や屋内側の措置等が明確化された。これに関し、2008 年 10 号の日経ホームビルダーでは、「**屋内側の防火被覆どこまで必要**」にて、特定行政庁による防火構造の措置の考え方等が整理され、また、2012 年 4 月には、日本建築学会防火委員会からは「**住宅部材の防耐火性能に関する Q&A**」として、防火性能の解説が示された（別添）。このような状況下、2000 年以前に建築の物件はもとより、告示公布以降も、一部の新築住宅では、小屋裏や階間部分の防火被覆が施工されていない建築物が少なくなく、これら建物の増改築等に際し、対応が求められることが生じている。
- ・ 屋根勾配が 0.5 寸～2 寸勾配等の小屋裏部分や階間部分の寸法は数十センチ（10cm～60 cm 等）と小さく、当該部分の作業のための資材搬入や作業者の侵入等ができず、完全な形での防火被覆材の設置を行う場合は、当該防火被覆工事を行う部分の直下の天井を撤去し、防火被覆材の設置後に天井の復旧等が必要（別添施工事例ご参照）となる。これは**妻壁の小屋裏側**だけでなく、**階間部分も同様**であり、対象となる工事範囲が大幅に増加することとなる。
例えば、階間部分の防火被覆の追加設置の場合は、天井を一部解体し施工することが必要となり、解体・養生・取付け・クロス復旧等の工事費で 1 m あたり 10～13 万円程度が必要となる。
（… 施工範囲が 2 間（3.64m）の場合で約 50 万円、キッチンなどの取外し等が伴う場合もあり）
- ・ 本件に関する建築主（建物所有者）への説明は困難で、増改築工事に直接関係のない既存建築物部分の追加工事費を含めたご理解は得にくい。結果として増改築を断念する場合や物件によっては、遡及適用を想定しない施工業者による施工等に繋がることも生じている。
- ・ 10 ㎡未満の増築など建築確認手続きが求められない場合や増改築の際に、既存建築物の防火被覆を措置しない場合等、違反建築物となることもあり、建築主や設計者へ不利益が生じている。
- ・ 妻壁の小屋裏側や階間部分の防火構造の性能の再整理により、合理的な緩和措置を講ずることで、増改築の凍結効果を回避し、併せて省エネ改修等の既存ストックの活用にも繋がると考える。

なお、令第 108 条（防火性能に関する技術的基準）第二号では、
外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることとされ、例えば、軒裏の性能評価試験にあっては、軒裏

と取合う外壁の屋外側（加熱側）に設けた標準板（別添図の標準板）の温度上昇（遮熱性）により防火構造の性能が評価されている。

② 延焼のおそれのある部分の開口部（防火設備）について

- ・近年の住宅に用いる防火設備は、サッシメーカー等が取得の大臣認定により計画、設置されている。一方、特に 2000 年前後以前の防火サッシは、現在の大臣認定制度と異なる運用と考えられ、既存不適格建築物に対する防火設備に係る厳格運用となる場合は、対象となる（延焼のおそれのある部分の）開口部の全ての撤去・交換が必要となる。
- ・窓の交換費用以外に足場や外壁再施工（復旧）などの費用が必要となり、建築主（建物所有者）の負担が大きい（北面全面のサッシ（防火設備）交換施工写真ご参照）。
- ・今後、既存建築物の省エネ改修や増改築等のストック活用に向けては、既存不適格建築物に係る防火関係規定の緩和（遡及適用の合理化）が重要な課題であり、既存不適格建築物にあっては、増改築等の工事が伴う部分以外の開口部に係る緩和が求められている。

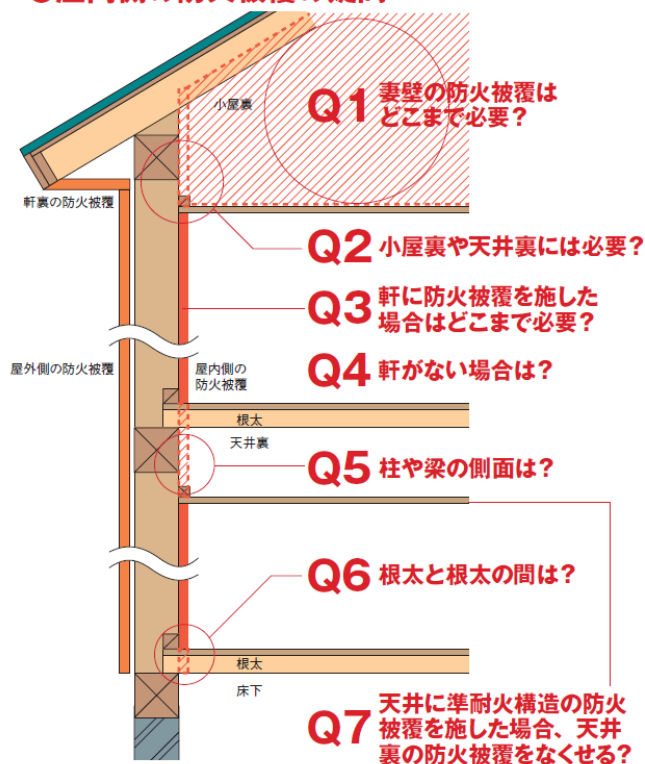
なお、既存不適格建築物の増改築等における防火関係規定の現行法適合については、令第 137 条の 3～令第 137 条の 5、令第 137 条の 10、令第 137 条の 11 等の緩和措置が設けられているが、①切妻屋根の妻壁部分や②延焼のおそれのある部分の開口部については、緩和措置がなく、既存不適格建築物の増改築、省エネ改修等の阻害要因（凍結効果）となることが多い。

添付資料

日経ホームビルダー記事（抜粋）2008年10号

●屋内側の防火被覆の疑問

（イラスト：笹沼真人）



●建設省告示1359号の概要

- ①以下の②③を満たす外壁とする
- ②屋内側に(A)か(B)の防火被覆を施す。(A)厚さ9.5mm以上の石こうボード張り。(B)厚さ75mm以上のグラスウールもしくはロックウールを充てんした上に、厚さ4mm以上の合板、構造用パネル、パーティクルボードもしくは木材を張ったもの
- ③屋外側に仕様で定められた防火被覆を施す
- ④軒裏に防火被覆を施す。仕様規定は②と同じ

建築基準法では、準防火地域や22条地域に建つ戸建て住宅を「防火構造」もしくは「準防火構造」とするよう定めている。防火の基準は2000年に改正され、その2年後に施行された。旧基準では耐火時間30分以上の外装材を採用するだけでよかったが、新基準では「外壁の屋内側」にも防火被覆が必要になった。屋内側の仕様規定は厚さ9.5mmの石こうボードなどだ。

建設省告示1359号には、防火被覆の仕様規定はあるものの、屋内側の防火被覆がどの範囲まで必要かの説明はない。そのため、施工範囲のとらえ方が人によって異なるという問題が起きている。

Aさんは、小屋裏の妻壁に防火被覆が必要だと考えていたのだが、写真の現場担当者には妻壁を必要



屋内の防火被覆どこまで必要？

57ページの写真は、本誌読者のAさんが見かけた戸建て住宅の現場だ。「屋内側の防火被覆が、必要な個所に施されていない」とAさんは指摘する。2000年以降、防火構造と準防火構造で必要になった屋内側の防火被覆は、どの範囲まで施工すべきかが不明瞭だ。疑問点を拾い出し、特定行政庁などに考え方を聞いた。

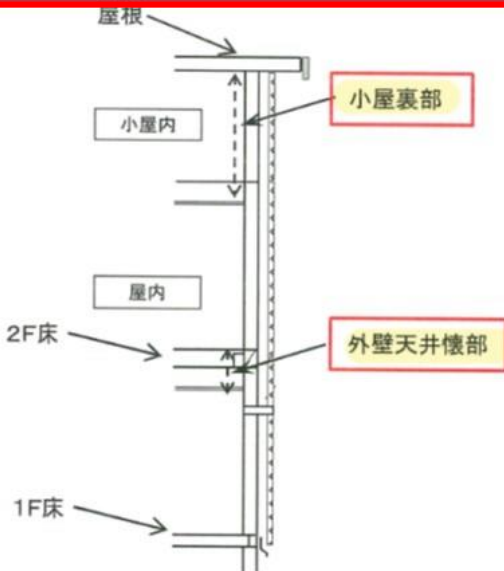
●特定行政庁に聞いた屋内側の防火被覆の考え方

設問	東京都	神奈川県	愛知県	高崎市	横浜市	名古屋市	堺市
Q1 妻壁はどこまで必要？	個別に判断する	外壁がぶつかる軒の高さまで。原則、垂木の下部まで必要	取り決めたはなし。壁としてみた場合に、炎の進入を防止できるかどうかで判断する	梁や桁下まで	天井裏の一番上まで	外壁がぶつかる軒の高さまで	外壁がぶつかる軒の高さまで
Q2 小屋裏や天井裏には必要？	天井裏は必要。小屋裏は人が出入りせず外壁がない場合は不要	不要	必要とは指導していない	必要	「建築物の防火避難規定の解説2005」の通り	必要	必要
Q3 軒に防火被覆を施している場合、どこまで必要？	基本は外壁がぶつかる軒の高さまで	基本は外壁がぶつかる軒の高さまで	取り決めたはなし。天井と軒の高さが一致している場合は天井まで。その他は個別判断	基本は天井下まで。天井が軒高より低い場合は外壁の高さまで、軒高より高い場合は天井まで	基本は外壁の上端まで	基本は外壁がぶつかる軒の高さまで	基本は外壁と同じ範囲まで。天井と軒の高さが一致している場合は天井まで

2.2 防火被覆等の範囲について

切妻小屋裏部及び外壁天井懐部の屋内側防火被覆

キーワード 外壁、小屋裏、天井、防火被覆

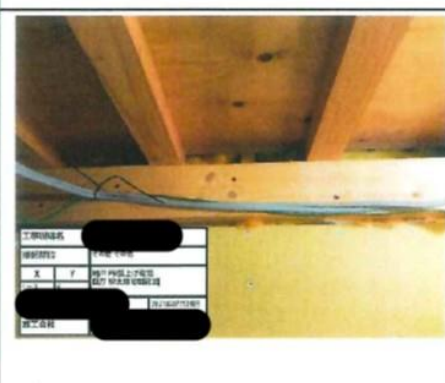
問い	防火構造の切妻屋根の妻壁屋内側(小屋裏内)に外壁屋内側の被覆材を設けるよう指導を受ける場合があるが、緩勾配の屋根では施工が困難となるが、屋内側被覆は必要か。また、同様に天井懐内の胴差内側の屋内側被覆は必要か。																																																											
解説	当WGで実施した実験では(試験体仕様は下表に示す)、外壁の小屋裏や天井懐など内装被覆材がない場所への延焼防止性能を軒裏のそれと同じと仮定できる場合は、今回の外壁仕様で性能を満足する結果となった。																																																											
	外壁に遮熱性が要求されるのは、壁越しに収納可燃物への着火、燃焼による火災の進展を防ぐためであるが、小屋裏や天井懐は、居室として使用される場所ではなく、この空間における可燃物量は居室ほど多くならない。実験結果より、小屋裏部分にある可燃物に着火する可能性は低いと考えられる。																																																											
	 対象となる部位 試験体仕様一覧 <table><tr><th></th><th>A-1</th><th>A-2</th><th>B-1</th><th>B-2</th></tr><tr><td>試験体仕様</td><td colspan="2">枠組造小屋裏試験体</td><td colspan="2">軸組造小屋裏・天井裏試験体</td></tr><tr><td></td><td>乾式外装</td><td>湿式外装</td><td>充てん断熱材あり</td><td>充てん断熱材なし</td></tr><tr><td>試験体の大きさ</td><td colspan="2">W3,000 mm×H3,150 mm</td><td colspan="2">W1,925 mm×H2,730 mm</td></tr><tr><td>外装側仕様</td><td>窯業系サイディング(15 mm) +構造用合板(9 mm)</td><td>軽量セメントモルタル(15 mm) +構造用合板(9 mm)</td><td colspan="2">窯業系サイディング(15 mm) +構造用合板(9 mm)</td></tr><tr><td>充てん断熱材</td><td colspan="2">なし</td><td>なし</td><td>袋入グラスウール 10K55 mm</td></tr><tr><td>内装側仕様</td><td colspan="2">なし</td><td colspan="2">なし、一部せつこうボード 9.5 mm</td></tr><tr><td>外壁の非加熱面側に設置した可燃物</td><td colspan="2">袋入グラスウール(防湿層:ポリエチレンフィルム) 電気類の配線材料(配線類のCD管:ポリエチレン製) 電気類の配線材料(電線類の外皮材:ポリ塩化ビニル製)</td><td colspan="2">電気類の配線材料(電線類の外皮材:ポリ塩化ビニル製)</td></tr><tr><td>元となった防火構造の大臣認定番号</td><td>PC030BE-9201</td><td>PC030BE-9190</td><td>PC030BE-9201</td><td>PC030BE-9201</td></tr><tr><td>加熱面・載荷の有無</td><td>屋外側・載荷あり</td><td>屋外側・載荷あり</td><td>屋外側・載荷なし</td><td>屋外側・載荷なし</td></tr><tr><td>試験年月日</td><td>平成 22 年 5 月 14 日</td><td>平成 22 年 3 月 17 日</td><td>平成 22 年 7 月 15 日</td><td>平成 22 年 7 月 14 日</td></tr><tr><td>試験機関</td><td colspan="2">(財)ベタリーピング</td><td colspan="2">(地産)北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所</td></tr></table>		A-1	A-2	B-1	B-2	試験体仕様	枠組造小屋裏試験体		軸組造小屋裏・天井裏試験体			乾式外装	湿式外装	充てん断熱材あり	充てん断熱材なし	試験体の大きさ	W3,000 mm×H3,150 mm		W1,925 mm×H2,730 mm		外装側仕様	窯業系サイディング(15 mm) +構造用合板(9 mm)	軽量セメントモルタル(15 mm) +構造用合板(9 mm)	窯業系サイディング(15 mm) +構造用合板(9 mm)		充てん断熱材	なし		なし	袋入グラスウール 10K55 mm	内装側仕様	なし		なし、一部せつこうボード 9.5 mm		外壁の非加熱面側に設置した可燃物	袋入グラスウール(防湿層:ポリエチレンフィルム) 電気類の配線材料(配線類のCD管:ポリエチレン製) 電気類の配線材料(電線類の外皮材:ポリ塩化ビニル製)		電気類の配線材料(電線類の外皮材:ポリ塩化ビニル製)		元となった防火構造の大臣認定番号	PC030BE-9201	PC030BE-9190	PC030BE-9201	PC030BE-9201	加熱面・載荷の有無	屋外側・載荷あり	屋外側・載荷あり	屋外側・載荷なし	屋外側・載荷なし	試験年月日	平成 22 年 5 月 14 日	平成 22 年 3 月 17 日	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 14 日	試験機関	(財)ベタリーピング		(地産)北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所
	A-1	A-2	B-1	B-2																																																								
試験体仕様	枠組造小屋裏試験体		軸組造小屋裏・天井裏試験体																																																									
	乾式外装	湿式外装	充てん断熱材あり	充てん断熱材なし																																																								
試験体の大きさ	W3,000 mm×H3,150 mm		W1,925 mm×H2,730 mm																																																									
外装側仕様	窯業系サイディング(15 mm) +構造用合板(9 mm)	軽量セメントモルタル(15 mm) +構造用合板(9 mm)	窯業系サイディング(15 mm) +構造用合板(9 mm)																																																									
充てん断熱材	なし		なし	袋入グラスウール 10K55 mm																																																								
内装側仕様	なし		なし、一部せつこうボード 9.5 mm																																																									
外壁の非加熱面側に設置した可燃物	袋入グラスウール(防湿層:ポリエチレンフィルム) 電気類の配線材料(配線類のCD管:ポリエチレン製) 電気類の配線材料(電線類の外皮材:ポリ塩化ビニル製)		電気類の配線材料(電線類の外皮材:ポリ塩化ビニル製)																																																									
元となった防火構造の大臣認定番号	PC030BE-9201	PC030BE-9190	PC030BE-9201	PC030BE-9201																																																								
加熱面・載荷の有無	屋外側・載荷あり	屋外側・載荷あり	屋外側・載荷なし	屋外側・載荷なし																																																								
試験年月日	平成 22 年 5 月 14 日	平成 22 年 3 月 17 日	平成 22 年 7 月 15 日	平成 22 年 7 月 14 日																																																								
試験機関	(財)ベタリーピング		(地産)北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所																																																									
関連法令等	H12建告第1359号																																																											
関連文書等	日経ホームビルダー2008年10月号 神奈川県「防火構造の屋内側の仕上げの範囲に関する神奈川県内の取扱いについて」																																																											
引用文献	当WGシンポジウム資料																																																											

階間部分の施工事例：階間部分の天井懐内のせっこうボード追加設置

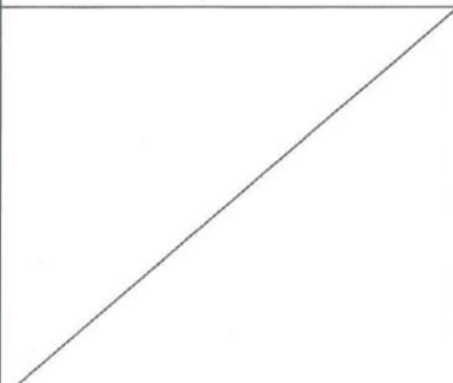
No. 1

現況	是正後	【規定項目】 防火制限
		【撮影部位】 既存部 1 F
		【撮影内容】 防火構造
		【コメント】 PB張り上げ
		和室

No. 2

現況	是正後	【規定項目】 防火制限
		【撮影部位】 既存部 1 F
		【撮影内容】 防火構造
		【コメント】
		納戸

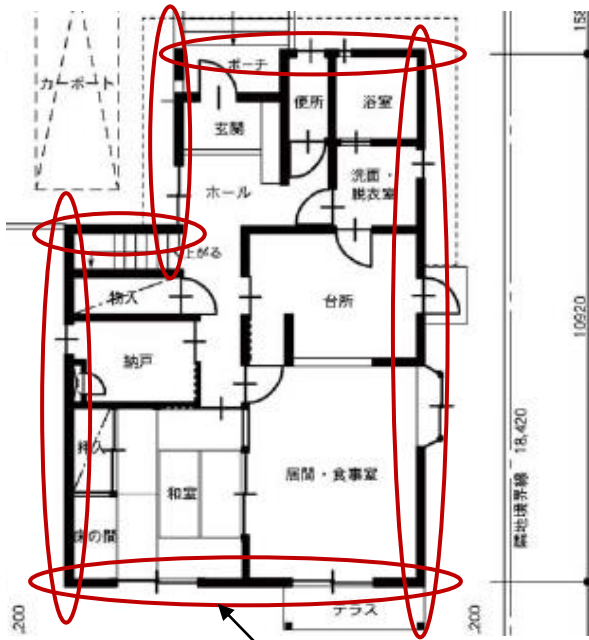
No. 3

現況	是正後	【規定項目】 防火制限
		【撮影部位】 既存部 1 F
		【撮影内容】 防火構造
		【コメント】
		1 階トイレ

No. 4

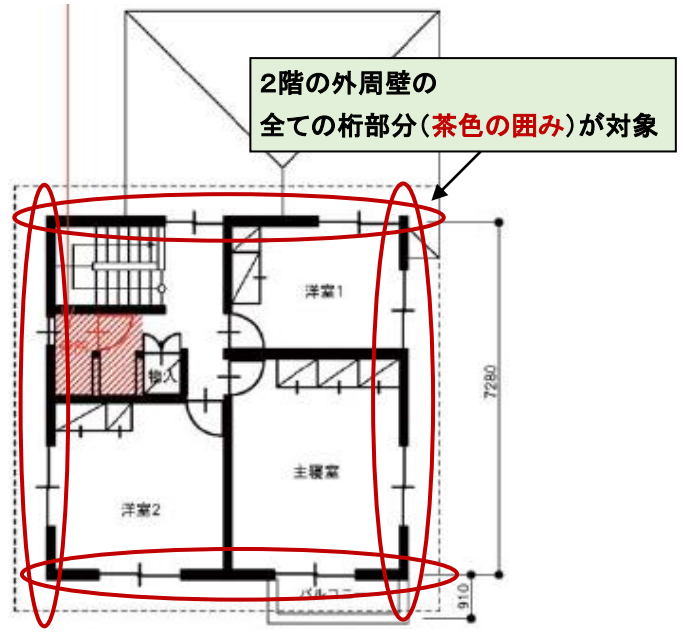
現況	是正後	【規定項目】 防火制限
		【撮影部位】 既存部 1 F
		【撮影内容】 防火構造
		【コメント】
		趣味室 1 通り

■対象部分 階間部分（天井懐内）も妻壁の屋内側の部分（小屋裏側）と同様の納まりとなっている



1階平面図

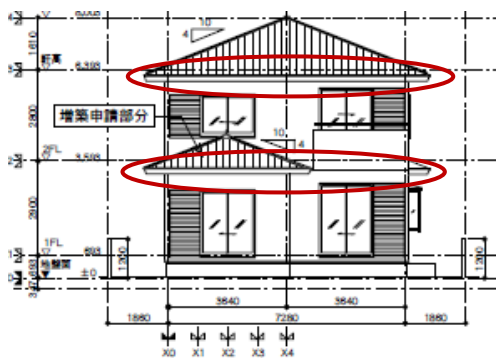
1階の全ての胴差・はり部分（茶色の囲み部）が対象



2階の外周壁の全ての桁部分（茶色の囲み）が対象

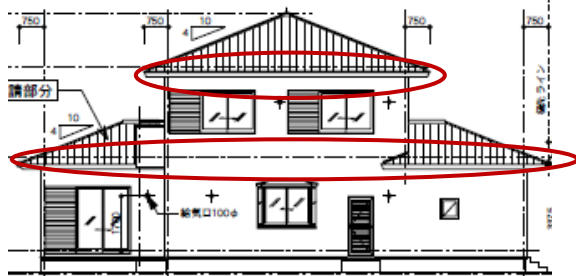
2階平面図

2階の天井内の桁下の外壁の屋内側は被覆材なし

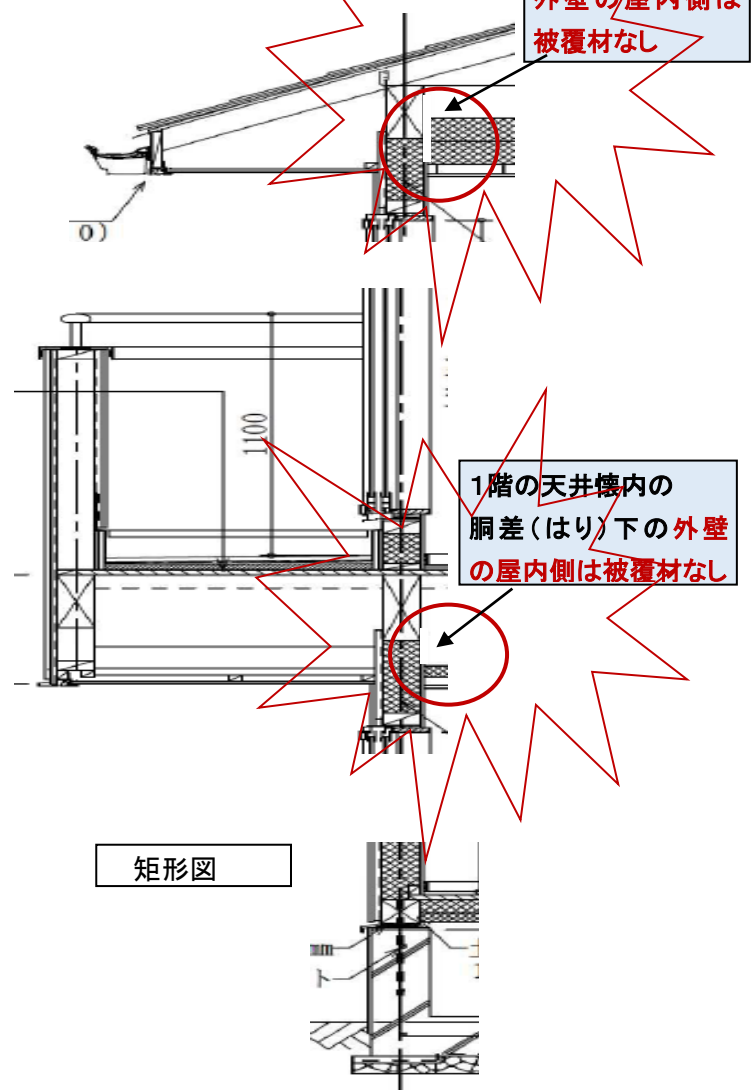


■ 南側立面図 S=1/200

1階胴差・はり部分
2階桁の全ての部分（茶色の囲み）が対象



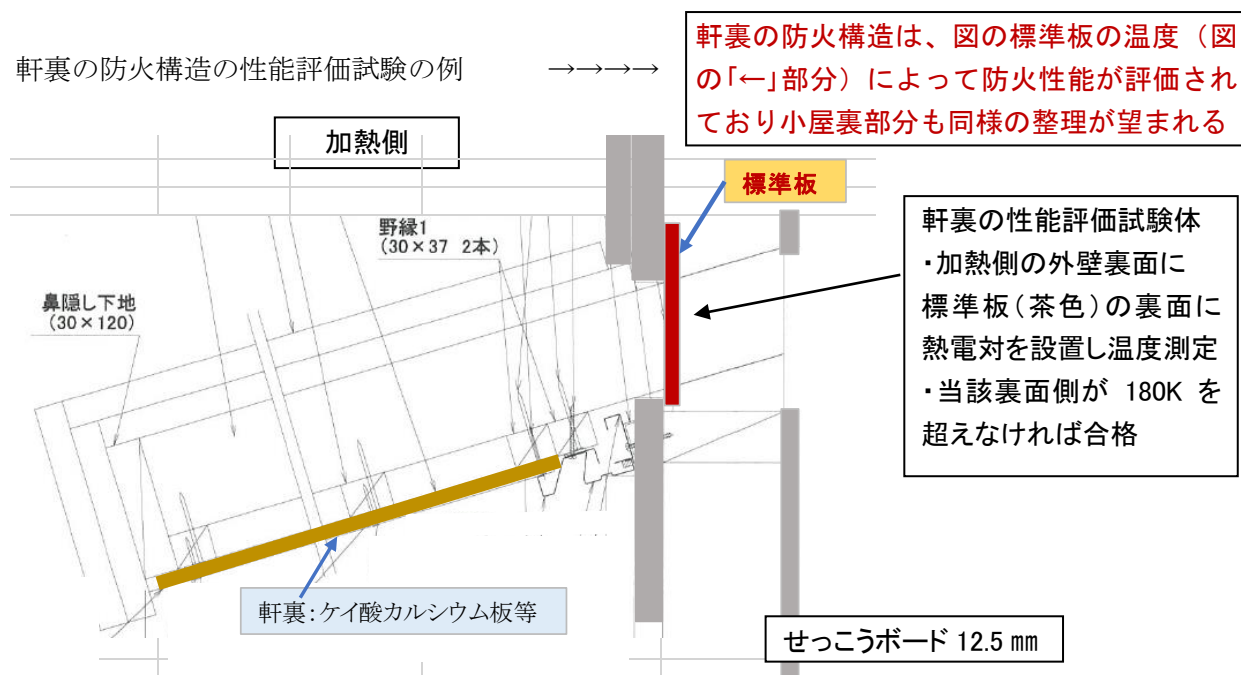
立面図



矩形図

1階の天井懐内の胴差（はり）下の外壁の屋内側は被覆材なし

軒裏の防火構造の性能評価試験の例



添付資料

防火サッシの交換工事の様子（北側壁面の開口部）：外壁の補修、貼替えが伴う



法第2条：用語の定義

八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

令第108条：防火性能に関する技術的基準

法第2条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 外壁及び軒裏にあっては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

第22条：屋根

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

- 2 特定行政庁は、前項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、都市計画区域内にある区域については都道府県都市計画審議会（・・・）の意見を聴き、その他の区域については関係市町村の同意を得なければならない。

第23条：外壁

前条第1項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の第21条第1項の政令で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（第25条及び第61条において「木造建築物等」という。）に限る。）は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

法第2条：用語の定義

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が（1）又は（2）のいずれかに該当すること。

- （1）略
- （2）略。
 - （i）略
 - （ii）略

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。・・・）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造

方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

令第109条：防火戸その他の防火設備

法第2条第9号の2ロ、法第12条第1項、法第21条第2項第二号、法第27条第1項（法第87条第3項において準用する場合を含む。第110条から第110条の5までにおいて同じ。）、法第53条第3項第一号イ及び法第61条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

2 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500平方メートル以内の建築物は、1の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から1階にあっては3メートル以下、2階以上にあっては5メートル以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る外壁、そで壁、塀その他これらに類するものは、前項の防火設備とみなす。

法第86条の7 既存の建築物に対する制限の緩和

第3条第2項（・・・）の規定により第20条、第26条、第27条、第28条の二（・・・）、第30条、第34条第2項、第47条、第48条第1項から第14項まで、第51条、第52条第1項、第2項若しくは第7項、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の二第1項、第57条の四第1項、第57条の五第1項、第58条第1項、第59条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項、第60条の二第1項若しくは第2項、第60条の2の二第1項から第3項まで、第60条の三第1項若しくは第2項、第61条、第67条第1項若しくは第5項から第7項まで又は第68条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（「増築等」）をする場合（・・・）においては、第3条第3項（・・・）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 第3条第2項の規定により第20条又は第35条（・・・）の規定の適用を受けない建築物であって、第20条又は第35条に規定する基準の適用上1の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分（「独立部分」）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 第3条第2項の規定により第28条、第28条の二（・・・）、第29条から第32条まで、第34条第1項、第35条の三又は第36条（防火壁、防火床、防火区画、消火設備及び避雷設備を除く。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 移転（略）

法第61条 防火地域及び準防火地域内の建築物

防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は塀で、高さ2メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。

令第137条の10 防火地域及び特定防災街区整備地区関係

法第3条第2項の規定により法第61条（防火地域内にある建築物に係る部分に限る。）又は法第67条第1項の規定の適用を受けない建築物（木造は、外壁及び軒裏が防火構造のもの）について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（・・・）は 50 m²を超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500 平方メートルを超えないこと。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。
- 四 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部（法第 86 条の 4 各号（一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例）のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。）で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（・・・）を設けること。
- 五 **増築又は改築に係る部分以外の部分**の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

令第 137 条の 11 準防火地域関係

法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条（準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物（木造は、外壁及び軒裏が防火構造のもの）について、法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（・・・）は 50 m²を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下であること。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。
- 四 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。
- 五 増築又は改築に係る部分**以外**の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

法第 27 条 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であって建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（・・・）を設けなければならない。

令第 137 条の 4 耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係

法第 3 条第 2 項の規定により法第 27 条の規定の適用を受けない特殊建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築（劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。）及び改築については、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が 50 m²を超えないこととする。

以上

7. 既存建築物の増改築等における省エネ基準適合、新たな壁量基準適用の明確化

(起案者：住友林業（株） 起案団体：日本木造住宅産業協会)

◇ 現状・課題

■既存建築物の増改築等における省エネ基準適合、新たな壁量基準の適用について

2025 年 4 月より小規模な住宅等にあっても省エネ基準適合義務化が予定されている。

また、省エネ性能の高い建築物の重量化に伴い構造関係規定（令第 46 条第 4 項の壁量基準、令第 43 条の柱の小径等）の見直しが予定され、

2025 年 4 月以降は、既存建築物の増改築等にあってもこれら新たな基準への適合が求められるが、既存建築物への適用方法が不明確である。

例えば、

a) 既存建築物の増改築等において、省エネ基準への適合は、当該増改築部分にのみ求められる（既存建築物部分は既存のままとできる）との理解でよいのか。

b) 既存建築物の増改築等において、増改築部分は新たな壁量計算等への適合が求められ、既存建築物の部分は、増改築等の方法（接続形態や規模等）によって、令第 137 条の 2 により構造安全性を確認することと考えるが、例えば、

(ア) 令和 4 年建築の**既存建築物部分（現行の壁量計算等の場合）**は、2025 年 4 月以降も、基準時の壁量基準等によって令第 137 条の 2 による構造安全性の検討としてよいのか？

(イ) **既存建築物部分（現行の壁量計算等の場合）**を、増改築に合せて**省エネ性能の高い住宅へ部分改修**、若しくは**全体改修**をする場合、当該改修を行う既存建築物部分に対する令第 137 条の 2 の適用方法が不明確である。

◇ 要望・提案

■既存建築物の増改築等における基準の明確化をお願いしたい

a) 既存建築物の増改築等にあつては、2025 年 4 月以降は、当該増改築等を行う部分にのみ、省エネ基準への適合が求められること。

b) 既存建築物の増改築等において、2025 年 4 月以降は、

1. 増築のみを行う場合

- ・当該増築を行う部分にのみ、新たな壁量基準等の適合が求められ、
- ・既存建築物部分については、既存建築物の基準時の構造関係規定（耐力壁量等の基準や耐震診断等）による構造安全性の検討とできること（一体増築の場合、Exp. J 増築の場合のそれぞれ）。

2. 増築に合せ、既存建築物部分の一部（リビング、ダイニング等）を省エネ性の高い住宅へ改修する場合

- ・当該増築等を行う部分は新たな壁量基準等の適合が求められると考えるが、
- ・既存建築物部分の構造安全性の検討方法の整理をお願いしたい

例えば、①既存建築物が**省エネ基準**（断熱等級 4）**相当以下の建築物の場合**

②既存建築物が**省エネ誘導基準**（断熱等級 5）以上の建築物の場合 について、一体増築の場合、Exp. J 増築の場合のそれぞれの整理を希望

3. 増築に合せ、既存建築物の全体を省エネ性能の高い住宅へ改修する場合

- ・当該増築等を行う部分と既存建築物部分の構造安全性の確認方法の整理をお願いしたい

例えば、③既存建築物が**省エネ基準**（断熱等級 4）**相当以下の建築物の場合**

④既存建築物が**省エネ誘導基準**（断熱等級 5）以上の建築物の場合 について一体増築の場合、Exp. J 増築の場合のそれぞれの整理を希望

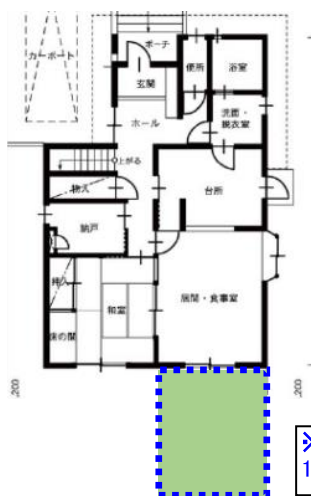
◇ 理由等

令和4年6月17日交付の「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」についての説明用資料のスライドP.16に【増改築時の規制の概要（改正後）】として立体的な増築、平面的な増築の場合の図が示されているが、これらの具体的な適用範囲や適用方法等の整理が必要と考える。

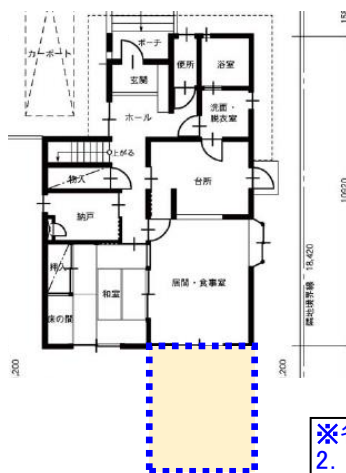
既存建築物への増改築や省エネ性の高い住宅への部分改修や全体改修を行う場合の「新たな壁量基準等」の構造安全性の確認方法や耐震診断の適用方法等について整理されることで、混乱の少ない運用が可能となると考える。

以上

■ 関連資料：増改築等の例



※省エネ基準適合の
1. 増築のみの場合



※省エネ基準適合の増築に合せ、
2. 既存建築物の省エネ部分改修の場合
3. 既存建築物の省エネ全体改修の場合

5

1. 既存建築物(断熱等級4以下)に、
 - 1) 10㎡超の一体増築の場合
 - 2) 10㎡超の Exp.J 増築の場合

2. 既存建築物への増築に関し、
 - ①既存建築物(断熱等級4以下)に、
 - 3) 10㎡超の一体増築と
リビングと台所を省エネ基準へ部分改修する場合
 - 4) 10㎡超の Exp.J 増築と、
リビングと台所を省エネ基準へ部分改修する場合
 - ②既存建築物(断熱等級5以上)に、
 - 5) 10㎡超の一体増築と
リビングと台所を省エネ基準へ部分改修する場合
 - 6) 10㎡超の Exp.J 増築と、
リビングと台所を省エネ基準へ部分改修する場合

3. 既存建築物への増築に関し、
 - ③既存建築物(断熱等級4以下)に、
 - 7) 10㎡超の一体増築と
既存建築物部分を省エネ基準へ全体改修する場合
 - 8) 10㎡超の Exp.J 増築と、
既存建築物部分を省エネ基準へ全体改修する場合
 - ④既存建築物(断熱等級5以上)に、
 - 9) 10㎡超の一体増築と
既存建築物部分を省エネ基準へ全体改修する場合
 - 10) 10㎡超の Exp.J 増築と、
既存建築物部分を省エネ基準へ全体改修する場合

■関連資料2：令第137条の2による構造安全性の検討

以下1.の現行の令第137条の2の規定（増改築の形態・規模等）による検討に加え、
2025年4月以降の「見直し後の壁量計算等」や「見直し後の耐震診断」の取扱い等の整理が必要

1. 令第137条の2		A: 既存部分 B: 増改築部			
増改築規模	関係条文	増改築形態	既存分A		増改築部B
増改築部B > 1/2 既存A	令第137条の2 第一号イ	一体増築	(1)3章8節(構造計算) (3)耐久性関係規定 + 告示566号第1	告示566号第1 一 建築設備 二 屋根ふき材、特定天井 他	(1)3章8節(構造計算) (2)3章1節～7節の2 (仕様規定) + 令第129条の2の3 他
	令第137条の2 第一号ロ	(1)Exp.J	(3)耐久性関係規定 + 告示566号第2	告示566号第2 一 4:3章8節(構造計算) or 4:3章8節(保有耐力) or ハ:耐震診断 二 建築設備 三 屋根ふき材等	(2)3章(1節～8節) (仕様規定+構造計算) + 129条2の3 他
$1/20 < B \leq 1/2A$	令第137条の2 第二号イ	一体増築	・耐久性関係規定 + 告示566号第3	告示566号第3 一 ロ(地震):(1)構造計算 or (2)耐力壁等の基準 ハ(地震以外): (1)構造計算 or (2)令46条壁量計算 二 建築設備 三 屋根ふき材等	告示566号第3 一 4:3章(8節を除く) (仕様規定)
		Exp.J		告示566号第3の上記に加え 一 二、 ホ 耐震診断	
	令第137条の2 第二号ロ	—	・3章1節～7節の2 (現行仕様規定適合) + 告示566等第4 (基礎の補強基準)	告示566号第4 一 ベタ基礎or布基礎 二 地耐力 三 基礎の補強方法 他	
$B \leq 1/20A$	令第137条の2 第3号イ	—	・告示566号第4	危険性が增大しない	仕様規定 or 構造計算
	令第137条の2 第3号ロ		・令第137条の2第二号	← 1/2A増築の規定	

※1. 既存建築物に省エネ基準適合の住宅を増築する場合

2. 既存建築物の増築に合せ、既存建築物の省エネ基準適合の部分改修の場合

3. 既存建築物の増築に合せ、既存建築物の省エネ基準適合の全体改修の場合

※ 既存建築物が断熱等級5以上の場合の増改築等を含め

※ 既存建築物に対する一体増築、Exp. J 増築の場合のそれぞれ場合の整理を希望

8. 2025 年 4 月 木造 4 号特例見直しによる建築確認申請図書の整理について

(起案者：住友林業（株） 起案団体：日本木造住宅産業協会)

◇ 現状・課題

■法第 6 条第 1 項改正により木造の 2 階建てや延べ面積 200 ㎡超の建築物は、法第 6 条第 1 項第 2 号建築物（新 2 号建築物と略）となり、2025 年 4 月以降、建築確認申請において構造関係規定等の審査の復活が予定されている。

確認申請書については、建築基準法施行規則第 1 条の 3（確認申請書の様式）において、建築物に応じ、申請書様式に加え添付する設計図書や当該設計図書等に明示すべき事項等が整理され、2025 年 4 月以降、新 2 号建築物の建築確認申請にあつては、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図等の添付が求められるが、現状これら伏図等は、建築確認申請時点では作成されていないことが通常である。

◇ 要望・提案

■新 2 号建築物（2 階建て、200 ㎡以下の木造）の建築確認申請に添付が求められる設計図書に関し、現行の設計図書の作成状況等を踏まえ整理をお願いしたい。

また、新 2 号建築物の建築確認申請において、施行規則第 1 条の 3 の表二に示す「設計図書等に明示すべき事項」について、早い段階での整理・公表をお願いしたい。

◇ 理由等

施行規則第 1 条の 3 では、新 2 号建築物（2 階建て、200 ㎡以下の木造）は、「表一」において、添付する設計図書として、付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2 面以上の立面図、同断面図、地盤面算定表、に加え、**基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図**、構造詳細図が規定されている。

一方、現行の木造住宅にあつては、建築確認申請の段階で、基礎伏図や各階床伏図、小屋伏図等の構造伏図は作成できてなく、通常は、着工の前後で、プレカット材の加工等と並行してこれら伏図等が作成されている。

また、住宅性能評価申請や長期優良住宅認定申請等にあつては、建築確認申請に伴って一部計画の変更の発生等を考慮し、建築確認申請の審査と並行して各種伏図等の設計図書を作成することが一般的であり、建築確認申請に対し、概ね 1～2 週間程遅れた作業となっている。

このため、2025 年 4 月以降、建築確認申請のスムーズな審査のためにも、建築確認申請の添付図書に関し、必ずしも基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図は要さないことの整理をお願いしたい。

(確認申請書の様式)

法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の（い）項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の（23）項の（ろ）欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の（28）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の（29）項の（ろ）欄に掲げる日影図と、表1の（ろ）項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表2の（28）項の（ろ）欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の（45）項の（ろ）欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

（令和1年6月25日 - 現在有効）

▶ 履歴

- 一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

（令和3年1月1日 - 現在有効）

▶ 履歴

- イ 次の表1の各項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の（は）項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）

（平成19年6月20日 - 現在有効）

▶ 履歴

	図書の種類	明示すべき事項
(い)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
		申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2（令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第三号に規定する措置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
(ろ)	二面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	二面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
	地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ 地盤面を算定するための算式
(は)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(1)	法第20条の規定が適用される建築物	各階平面図	一 基礎の配置、構造 方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
		二面以上の立面図	二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	
		基礎伏図	
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔 その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
		使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置 特定天井（令第39条第3項に規定する特定天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置
			基礎の種類
			基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
			基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	基礎・地盤説明書	木ぐい及び常水面の位置
			打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置
			令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若しくは第3項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	各階平面図	
		二面以上の立面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	二面以上の断面図	
		基礎伏図	
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	各階床伏図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
		小屋伏図	
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	二面以上の軸組図	
		構造詳細図	屋根ふき材の種別 柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1メートル以内の部分の防腐又は防蟻措置
	令第3章第2節の規定が適用される建築物	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
		令第40条ただし書、令第42条第1項第二号、同条第1項第三号、令第43条第1項ただし書、同条第2項ただし書、令第46条第2項第一号イ、同条第2項第一号ハ、同条第3項、同条第4項、令第47条第1項、令第	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項